

広島県告示第四百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十七年広島県告示第四百十二号	
所在地	広島県広島市安佐南区沼田町大塚地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害原害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の名称	土砂災害原害の発生原因となる自然現象の種類
大塚川支川（九七九）地区	土石流	大塚川支川（九七九）地区
大塚川支川（九八〇）地区	土石流	大塚川支川（九八〇）地区
大塚川支川（六一四四）地区	土石流	大塚川支川（六一四四）地区
大塚川支川（六一四五）地区	土石流	大塚川支川（六一四五）地区
大塚川支川（六一四五隣二）地区	土石流	大塚川支川（六一四五隣二）地区
大塚川支川（六一四五隣三）地区	土石流	大塚川支川（六一四五隣三）地区
大塚川支川（六一四六）地区	土石流	大塚川支川（六一四六）地区
大塚川支川（六一四七）地区	土石流	大塚川支川（六一四七）地区
大塚川支川（六一四七隣）地区	土石流	大塚川支川（六一四七隣）地区
大塚川支川（六一四八）地区	土石流	

大塚川支川 (六一四九) 地区	土石流	大塚川支川 (六一四九) 地区	土石流
大塚川支川 (六一四九隣) 一) 地区	土石流	大塚川支川 (六一四九隣) 二) 地区	土石流
大塚川支川 (六一四九隣) 二) 地区	土石流		
大塚川支川 (六一五〇) 地区	土石流		
大塚川支川 (六一五一) 地区	土石流	大塚川支川 (六一五一) 地区	土石流
大塚川支川 (六一五一隣) 二) 地区	土石流	大塚川支川 (六一五一隣) 地区	土石流
大塚川支川 (六一七四) 地区	土石流		
大塚川支川 (六一七四隣) 一) 地区	土石流		
大塚川支川 (六一七四隣) 二) 地区	土石流	大塚川支川 (六一七四隣) 三) 地区	土石流
大塚川支川 (六一七四隣) 三) 地区	土石流		